

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2018年11月号 (Vol.7)

### 子会社における不正・不祥事に関する親会社取締役の責任

．はじめに

．裁判例の概観

．おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 藤津 康彦

TEL. 03 6212 8326

yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com

弁護士 若林 功晃

TEL. 03 6266 8765

noriaki.wakabayashi@mhmjapan.com

弁護士 村田 昇洋

TEL. 03 6266 8558

shoyo.murata@mhmjapan.com

．はじめに

近時、子会社における不正・不祥事が相次いで発覚しており、その内容も、品質偽装や不正取引等、多岐にわたっています。子会社において不正・不祥事が発生した場合、グループを監督する立場にある親会社の取締役の責任が問題となり得ます。この点、現行の会社法上明確に規定されているわけではありませんが、親会社取締役は、当該親会社に対して負う善管注意義務の内容として、その子会社の業務に対する監督義務を負っているという見解が有力となっています<sup>1</sup>。子会社の監督に関する親会社取締役の責任が争点となる裁判例も一定数登場していますが、責任の有無・内容について、一般的な判断基準が明示されるには至っていません。ただ、裁判例となった個々の事案及びその判決内容を知ることは、親会社として、子会社管理への取組みを考える上で有益な視点を提供してくれるものと考えられます。

そこで、本号では、子会社における不正・不祥事に関する親会社の取締役の責任に関する裁判例の状況を概観します。

．裁判例の概観

#### 1. 親会社取締役責任に関する議論の出発点 - 野村証券事件 (東京地判平13年1月25日判時1760号144頁)

証券会社の米国孫会社で発生した法令違反行為(米国証券取引委員会規則により課徴金を課されたこと)について、親会社取締役の責任が問題となった事案です。

<sup>1</sup> 塚本英巨『平成26年会社法と親会社取締役の子会社責任』旬刊商事法務2054号・28頁、大杉健一『子会社管理に関する取締役の義務——福岡魚市場株主代表訴訟事件福岡地裁判決』ジュリスト2014年9月号・106頁等。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

裁判所はまず、親会社と子会社（孫会社も含む。）は別個独立の法人であって、親会社の取締役は、特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠の責任を負うものではないとの原則論を示した上で、もっとも、親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社の取締役が子会社に指図をするなど、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価し得る場合であって、かつ、親会社の取締役の指示が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するような場合には、特段の事情があるとして、親会社について生じた損害について、親会社の取締役に損害賠償責任が肯定されると判示しています。

この裁判例は、子会社における不正・不祥事と親会社取締役の責任という文脈で（今日となっては「古典的な」）先例としてしばしば参照されるものであり、ここで示された、「法人として別個独立であること」を前提に出発してどこまで親会社取締役の責任が問われるのか、という検討の枠組みは今日の議論まで共通するものといえます。上記判示によれば、親会社取締役の責任が認められる場合はかなり限定されているように見受けられますが、企業グループのグループガバナンスに関する議論が深まってきた近時においては、上記判示より広く、親会社取締役に子会社の監督義務（つまり、子会社の価値を棄損させないこと）を認める見解が有力となっています。

### 2. 福岡魚市場事件（福岡地判平 23 年 1 月 26 日金判 1367 号 41 頁・福岡高判平成 24 年 4 月 13 日金判 1399 号 24 頁）

会社法において内部統制システム構築義務が導入されるなど、グループガバナンスが注目を集めていく中で登場したのが福岡魚市場事件です。これは、「グルグル回し取引」と呼ばれていた循環取引類似の取引により、不良在庫を抱えて経営破綻した子会社に対する親会社の不正融資等について、親会社取締役の責任が問題となった事案です。

裁判所は、「グルグル回し取引」の相手方には親会社自身も含まれていたところ、従前から問題とされてきた在庫の増加について、取締役会等における指摘及び指導にもかかわらずこれが改善されないことを認識していたのであるから、親会社取締役として、遅くとも監査を行った公認会計士からの指摘を受けた時点で、親会社及び子会社の在庫の増加の原因を解明すべく、従前のような一般的な指示をするだけでなく、自ら、あるいは、親会社の取締役会を通じ、さらには、子会社の取締役等に働きかけるなどして、個別の契約書面等の確認、在庫の検品や担当者からの聴き取り等のより具体的かつ詳細な調査をし、又はこれを命ずべき義務があったとし、このような調査義務を怠った点に、親会社取締役の忠実義務及び善管注意義務違反が認められると判示しました。

この判決は、子会社の不正・不祥事に関して結論として親会社取締役の責任を肯定

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

したという点で大きな意義を有し、この結論を支持する見解も見られます<sup>2</sup>。しかし他方で、この事案では、上記のとおり「グルグル回し取引」の相手方には親会社自身も含まれていたり、また、被告となった親会社の取締役全員が当該子会社の非常勤役員を兼務していたといった特殊な事情が存在しており、純粋な子会社管理責任が検討されたわけではないとの指摘もあります<sup>3</sup>。

親会社取締役が直接関与することなく（関与の機会がなく）子会社で不正・不祥事が発生した場合に、子会社を監督する仕組みが十分でなかったこと自体を理由として責任を問われ得るか、これは言い換えれば子会社に関する内部統制構築義務の要求水準はどの程度かという問題ですが、この点に踏み込んで一般的な基準を定立した裁判例は登場していません。

### 3. 裁判例における内部通報制度の取扱い イビデン事件（最判平 30 年 2 月 15 日判タ 1451 号 81 頁）

グループガバナンスのツールの一つとして、近年は内部通報制度の注目が高まっています。しかし、実際に不正・不祥事が発生した場合の法的責任を検討する上で、内部通報制度がどのように位置付けられるのか、必ずしも裁判例上は明らかではありませんでした。この点、直接的に親会社取締役の責任に関するものではありませんが、イビデン事件の最高裁判決が、一歩踏み込んだ興味深い判断を示していますので紹介します。

イビデン事件は、上場企業の子会社に勤務していた契約社員が、同じ事業所内に勤務していた他の従業員からセクハラを受けたとして、グループ単位での法令遵守体制を整備していた親会社において、当該「体制を整備したことによる相応の措置を講ずるなどの信義則上の義務」に違反したと主張して、当該親会社に対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案です。

裁判所は、親会社が、法令遵守体制の一環として、グループ会社の従業員向けに法令等の遵守に関する相談を受ける相談窓口制度を設け、相談窓口制度を周知してその利用を促し、現に相談窓口における相談への対応を行っていたことを踏まえると、法令等の違反行為によって被害を受けた従業員が、相談窓口に対しその旨の相談の申出をすれば、親会社が、相応の対応をするよう努めることが想定されていたものといえ、その申出の具体的状況によっては、当該申出をした従業員に対し、当該申出を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該申出に係る相談の内容等に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解されると判示しました（結論としては義務違反を否定）。

この事案は、子会社従業員と親会社自体との法律関係が争点となった事案であり、親会社取締役個人の責任について直接問題になったものではありませんが、グループ

<sup>2</sup> 大杉・前掲脚注 1・107 頁等。

<sup>3</sup> 澤口実ほか『新しい役員責任の実務』商事法務・170 頁。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

会社の従業員を対象とした相談窓口(内部通報制度)を整備している親会社において、一定の場合に親会社の責任が認められ得ると判断したものです。親会社自体の責任と、取締役個人の責任は区別して議論する必要がありますが、親会社が通報した従業員との関係で法的責任を負った結果として損害を被れば、取締役の責任が問われる端緒となり得ます。

内部通報制度の導入に関しては、通報者の匿名性の確保や、通報の伝達ルート of 独立性など、制度の公正性を担保して従業員による積極的な通報を促す施策に注目が集まりがちですが、実際に通報があった場合に迅速かつ適切な対応がなされる体制の確保もまた肝要であるという点に留意が必要です。通報への対応は個別性が強く、制度化・マニュアル化になじみにくい側面はあるものの、通報内容の伝達ルートや初動対応の担当部署の明確化等により、対応の精度を高める工夫は可能です。

### ． おわりに

以上のとおり、子会社における不正・不祥事やグループガバナンスに関するいくつかの裁判例を紹介しました。現時点では、親会社取締役による子会社管理責任に関する十分な裁判例の集積はなく、一般的な判断基準が確立されていないため、今後も、子会社における不正・不祥事に際しては、個別の事案ごとに親会社取締役の責任が検討されていくことになると考えられます。

上記のとおり、今日までの裁判例において親会社取締役の子会社監督責任が肯定されているのは、親会社取締役が当該不正・不祥事に一定の関与(の機会)があったこと等が認められた限定的な場合ですが、グループガバナンスに関する実務が深化する今日では、以前よりも親会社取締役に求められる子会社管理の水準は高くなっており、それに伴って親会社取締役の責任が認められる場合もより広くなるとも考えられます。したがって、子会社における不正・不祥事の防止体制について、最新の実務水準を踏まえつつ、不断にアップデートを続けることが必要です。

### 文献情報

- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式(8) 調査報告書(下)」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.10  
著者 藤津 康彦、新井 朗司、塚田 智宏
  
- 論文 「内部通報制度に関する認証制度について」  
掲載誌 日本カタリストウェブサイト 2018年9月6日  
著者 山内 洋嗣

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式（９）内部通報規程」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.11  
著者 藤津 康彦、山内 洋嗣、村田 昇洋
  
- 論文 「日本版司法取引制度と企業が行うべき実務対応～2018年7月に報道された第1号案件もふまえて～」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.30 No.11  
著者 山内 洋嗣
  
- 論文 「BCM～「想定外」を想定する？～」  
掲載誌 月刊監査役 No.688  
著者 松井 秀樹

### NEWS

#### ➤ ホーチミンオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2018年8月1日にホーチミンオフィスを開設し、本格的な業務を開始いたしました。

ホーチミンオフィスには、パートナーの江口 拓哉 弁護士が駐在することに加え、アソシエイトの西尾 賢司 弁護士が常駐いたします。江口弁護士は、コーポレート/M&Aを中心に、コンプライアンスや紛争解決の各分野において専門性を有するとともに、特にアジア・中国案件について豊富な経験を有しております。

ホーチミンオフィスでは、ベトナムの現地から、当事務所がこれまで培ってきたベトナム案件のノウハウに基づく質の高いリーガルサービスを提供し、さらにサービスの質を向上させていきたいと存じます。また、ホーチミンオフィスに駐在する弁護士は、東京・大阪・名古屋・シンガポール・バンコクをはじめとする各拠点のベトナム案件に豊富な経験を有する弁護士と一体となって、クライアントの皆様をサポートいたします。

当事務所は、依頼者が最も重要な問題に直面した場合、最も複雑な課題を抱えた場合、最も迅速な解決が必要となった場合、まず頼りにされ、コンタクトされる法律事務所であり続けること（依頼者の Firm of Choice であること）を目標としております。当事務所は、この目標に向かい、今後とも、東京・大阪・名古屋・福岡・北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ジャカルタ、そして新たに加わるホーチミンの各拠点及び全弁護士の総力を結集して、アジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制をますます充実させることにより、依頼者の Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

んでまいる所存です。何卒宜しくお願い申し上げます。

➤ **Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が Chandler MHM に加入いたします**

Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が、Chandler MHM の M&A グループの共同代表かつシニアパートナーとして、2019 年 1 月に、Chandler MHM に加入いたします。同弁護士は、Allen & Overy 法律事務所のパートナーとして 13 年間に亘って際立った実績を有しており、また、直近では、Allen & Overy 法律事務所のバンコクオフィスのコーポレート部門の代表を務めておりました。

同弁護士は、コーポレート/M&A 及びキャピタル・マーケットを専門とし、特にクロスボーダー、ジョイント・ベンチャー、国内外のエクイティ・ファイナンス取引に精通しています。また、同弁護士は、エネルギー、天然資源、不動産、自動車産業、及び高価値の製造業において深い知見を有しています。

Chandler MHM の代表である、河井 聡 弁護士は、「Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が、当事務所の M&A チームに加わることを大変嬉しく思っています。彼は、タイの M&A マーケットにおいてリーディング・ロイヤーの一人として認められており、彼の加入によりタイ及び東南アジアにおける当事務所のクライアントの皆様に対して、これまで以上に良いサービスを提供できると確信しています。そして、Ratana Poonsombudlert 弁護士を筆頭とし、またその他の 25 名のチームメンバーから構成される既存のチームメンバーに Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が加わることで、当事務所の M&A グループ及び他のプラクティス・グループを含めた事務所全体の成長につながると考えています。」と述べております。

➤ **Khin Cho Kyi 弁護士がヤンゴンオフィスの外部アドバイザーに就任いたします**

Khin Cho Kyi 弁護士が 2019 年 1 月 1 日付でヤンゴンオフィスのシニア・リーガルアドバイザーに就任いたします。

Khin Cho Kyi 弁護士は、ミャンマーの公的機関および民間で 40 年以上の法務実務の経験を有する弁護士です。その間、ミャンマーのみならず国際的にも広範囲にわたってネットワークを築いてまいりました。同弁護士は、ミャンマーの民間企業や外資企業、多国間の国際財団、金融機関、各国大使館、海外の法律事務所などのリーガルアドバイザーを務めてまいりました。

Khin Cho Kyi 弁護士は、Chambers Global 2018 および Chambers Asia-Pacific 2018 の個人弁護士部門の Band 1 にランクされています。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

ヤンゴンオフィスの共同代表の武川 丈士 弁護士は「ミャンマー最良の法律家として広く知られる Khin Cho Kyi 弁護士をアドバイザーとしてお迎えできて大変嬉しく思っています。2017年のWin Naing 弁護士入所に続き、Khin Cho Kyi 弁護士をチームに迎えることで、クライアントにトップクオリティの法的アドバイスと幅広いリーガルサービスを提供できるようになります。我々は、引き続きミャンマー政府が行う立法の起草支援を行い、当局が法に則った行政の運営を実施できるよう支援してまいります。」とコメントしています。

Khin Cho Kyi 弁護士は、引き続き Myanmar Legal Services Limited のマネジングディレクターも兼務いたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com